

告示

埼玉県選管告示第三十三号

令和五年八月六日執行の埼玉県知事選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日及び登録日は次のとおりである。

令和五年五月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

一 登録基準日 令和五年七月十九日

（ただし、年齢については令和五年八月六日）

二 登録日 令和五年七月十九日